

第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物(以下「確認の申請等がされた建築物等」という。)の建築主、設置者又は築造主について適用し、同日前に確認の申請等がされた建築物等の建築主、設置者又は築造主については、なお従前の例による。

告 示

千葉県告示第七百六十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成十九年七月十日

千葉県知事 堂 本 暁 子

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
産一	柏市大室字前畑五〇一番、五〇九番、五一〇番一、五一〇番二、五一二番、五一七番、五一八番、五二〇番、五二一番一、五二一番二、五二二番から五二四番まで、五二五番一、五二五番二、五二六番一、五二六番二、五二八番一、五二八番二及び五二九番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。)(第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地
産二	八千代市吉橋字新山二、三八八番一から二、三八八番四まで、二、三八九番一、二、三八九番二、二、三九四番一及び二、三九六番	規則第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地
産三	成田市芝字西霜田一、四三一番三、一、四三一番二から一、四三一番二四まで、一、四九三番一の一部、一、四九三番二の一部、一、四九三番六、一、四九三番七、一、四九四番一から一、四九四番四まで、一、四九五番一から一、四九五番四まで、一、四九六番から一、五〇〇番まで、一、六〇一番一から一、六〇	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)(第十三条の二第二号に掲げる埋立地

産四	埋立地の区分
八千代市島田字大久保二八番一の一部、二八番二の一部、二八番三の一部、二九番の一部、三〇番の一部、三一番の一部、三一番一、三二番一、三二番二、三三番一、三三番二、三四番一の一部、三四番二の一部、三四番三の一部、三四番四の一部、三四番六の一部、三四番一〇の一部、三五番六九の一部、三五番八三の一部、三五番八四の一部、三五番八五の一部、三五番八六の一部、三五番八七の一部、三五番九〇の一部、三五番九一の一部、三五番九二の一部、三五番九三の一部、三五番九四の一部、三五番九五の一部、三五番九六の一部、三五番九七の一部、三五番九八の一部、三五番九九の一部、三六番一七三の一部、三六番一、三六番二、三六番三の一部、三六番四から三六番一〇まで、三六番一三から三六番二三まで、三六番二四の一部、三六番二五の一部、三六番二六、三六番二七、三七	規則第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地

